生殖補助医療に関するスンナ派イスラームの生命倫理

青　柳　かおる

序論

筆者は従来，スーフィズムや哲学などの古典イスラーム思想史を研究してきたが，ガザーリー Abū Ḥāmid al-Ghazālī（1111年没）[1]の代表作『宗教諸学の再興（*Iḥyā' 'Ulūm al-Dīn*）』所収の「婚姻作法の書（*Kitāb Ādāb al-Nikāḥ*）」[2]を翻訳，解説したことをきっかけに（青柳 2003），避妊や中絶の可否といった生命倫理の問題に取り組むようになった。そしてイスラーム（イスラーム教）における胚の形成過程および ES 細胞（胚性幹細胞 embryonic stem cell）に関する見解を明らかにし（青柳 2011），ユダヤ教とキリスト教における初期胚に対する見解とも比較した（青柳 2012）。さらに以上の初期胚・ES 細胞研究を踏まえ，先端医療の問題として，脳死と臓器移植，iPS 細胞（人工多能性幹細胞 induced pluripotent stem cell），クローンといった先端医療の議論を取り上げ，イスラームとキリスト教（主にカトリック）の生命倫理を比較した（青柳 2013）。続いて，生命の始まりだけでなく，終わりについても検討することで生命倫理の全体を明らかにするために，安楽死（積極的安楽死）と尊厳死（消極的安楽死）の問題を取り上げた（青柳 2014a）。本稿では，以上の研究においては十分に議論することのできなかった，生殖補助医療技術（ART）[3]，すなわち人工授精

---

[1] ガザーリーはイスラーム中興の祖と言われる傑出したスーフィー（イスラーム神秘主義者），神学者，法学者である。ガザーリーの生涯について詳しくは，自伝『誤りから救うもの』（ガザーリー 2003; ガザーリー 2013），青柳 2014b参照。

[2] *Iḥyā'*, Vol. 2, 34−95.この書の翻訳は，青柳 2003参照。

[3] 生殖補助技術は assisted reproductive technology の略から ART と呼ばれている。ART とは「妊娠を成立させるためにヒト卵子と精子, あるいは胚を体外で取り扱うことを含むすべての治療あるいは方法」と定義されている。すなわち，人工授精，体外受精，顕微受精，配偶子提供，代理懐胎などすべての生殖医療が ART に 含まれる（菅沼 2012, 2）。

(artificial insemination)[4]・体外受精(in vitro fertilization, IVF)[5]・代理出産(surrogacy)[6]の問題を取り上げる。

子どもを授かることを希望しているのに授からない状況は「不妊」と呼ばれる。不妊症は男性側に原因がある場合，女性側に原因がある場合がある場合，原因が分からない場合などさまざまである[7]。不妊症であっても，医学の助けを借りると妊娠できる場合がある。妊娠を助ける技術には，精液の状態を改善するための投薬や，女性の排卵を促進し受精しやすくさせる排卵誘発剤の利用などの，身体を妊娠しやすい状態へ促す治療から，精子や卵子を身体から取り出し人為的な操作を加える生殖補助技術まで，原因に応じて，さまざまな方法が開発されている（小門2011）[8]。

---

[4] 精液から精漿（精液のうちの液体成分）を取り除き，運動精子のみを濃縮して，子宮腔内に注入する方法。人工授精には夫の精子を用いる配偶者間人工授精（artificial insemination with husband's semen: AIH）と，無精子症の場合に行われる配偶者ではない第三者の精子を用いるが非配偶者間人工授精（artificial insemination with donor's semen: AID）がある（岡垣・石原2008, 7）。

[5] 通常の体外受精では，採卵手術により得られた卵子を含む培養液中に，濃度を調整した精子を加えることにより，受精が成立する（媒精）。媒精では受精が成立しない場合には，顕微鏡下に精子を卵子細胞に注入することにより，受精を成立させる（岡垣・石原2008, 11）。なお，人工授精は精子を人工的に授けるだけなので「授精」と書き，体外受精は体外で受精させる方法なので「受精」と書く（松本 1998a, 29）。

[6] 子どもをもつことを希望しているカップルまたは個人（依頼者）が，生まれた子どもを引き取り養育することを目的として，第三者の女性（代理出産者，代理母）に子どもを産んでもらう行為（小門 2011, 46）。伝統的サロゲートとは，夫の精子を用いて第三者女性に人工授精法を行い，その女性に，妊娠，出産してもらう方法であり，IVF サロゲートとは，夫の精子と妻の卵子を体外受精させて得た胚を第三者女性に移植し，妊娠，出産してもらう方法である（岡垣・石原2008, 18）。前者の場合は，代理出産を引き受ける女性は生まれてくる子どもの遺伝学的な母でもある。遺伝学上の父親は精子提供者となるが，代理出産を依頼したカップルの男性の精子を使うやり方と，精子もカップル以外の男性に提供してもらうやり方とがある。後者の場合は，出産を引き受ける女性は子宮を貸すだけで，誕生した子どもとは遺伝学的な母子関係はない（香川 2009, 96–97）。

[7] 男性不妊の普及率が高いにも関わらず，不妊は女性の問題と考えられることが多く，多くの社会で男性不妊は地下に隠れている。中東社会では，子どもがいないことは共同体のうわさとなり，社会からの阻害や批判，自尊心の欠如につながる。また女性側の不妊は，離婚や一夫多妻につながる。不妊女性は，子どものいる女性から避けられ，しばしば神から呪われた存在とみなされ，共同体に居場所がないと感じる者もいる。一夫多妻の場合，子どものいる妻の方が，子どものいない妻よりも地位が高くなる。古代の中東社会で不妊の解決法は，一夫多妻であった。また前イスラームのジャーヒリーヤ（無明）時代には，妻がほかの男性との子どもをもうけることもあった。さらに夫の兄弟から男子の養子をとることもあった（Abu-Rabia 2013, 55–56）。

[8] 不妊症の原因や，生殖補助技術の種類については，岡垣・石原2008参照。

生殖補助医療は，前近代においては想定されていなかった問題であり，イスラームの聖典であるコーラン（クルアーン），ハディース（預言者ムハンマドの言行）に確定的な根拠が見当たらない[9]。イスラームでは，信仰によるつながりとともに親子の血のつながりが重視されており，イスラーム法では姦通に対しては厳しい刑罰が科され，また養子縁組は禁止されている[10]。ガザーリーの『宗教諸学の再興』所収の「婚姻作法の書」における子どもに関する議論を見てみよう。

イスラーム法では，結婚が義務行為ではないが推奨行為とされ，ガザーリーによれば，結婚の第一の利益として，子どもが挙げられている。そして子どもを得ることは 1. 子孫を残すこと，2. 神の使徒（預言者ムハンマド）を称える者を増やすこと，3. 死後，自分のために祈願してくれる正しい子どもを残すこと，4. 自分より先に子どもが死んだとき，とりなしてくれる者を持つことの四つの利点があるとする。1 の「子孫を残すこと」は，神が人間に与えた生殖に関わるもの，つまり，精子，子宮，欲望などを無駄にしないことにつながると考えられている。ガザーリーは，結婚せずに神に与えられた生殖器官を使わない者は，神が創造して用意した道具を使っていないことになり，神の嫌悪と非難に値すると言う（*Iḥyā'*, Vol. 2, pp.40–41）。そして，生殖器官が与えられたのは，子孫を残すことができるようにという神の愛なのだと主張する（*Iḥyā'*, Vol. 2, 41）。結婚しなければ, その人まで続いてきた存在を断ち切ってしまうことになる。そして，子供ができるかどうかは神の決めることであり，たとえ子どもができなくても，また彼が不能者だとしても，結婚することが望ましいというのである（*Iḥyā'*, Vol. 2, 41）。

---

[9] アズハル機構元総長のガード・アルハックのファトワー（本稿第二章で後述）では，以下のようなコーランの根拠が述べられている。生命の尊厳を守ること（コーラン17:33），婚姻継続中における妊娠（コーラン25:54），家族の血縁の混乱がないこと，および血統が混ざらないこと（コーラン33：4–5；25：54），妊娠した者が母親とみなされること（コーラン58：2）とハディース（Mahmoud 2012, 74）。なお本稿では，コーランの章節番号は，例えば17章33節は17：33のように記す。

[10] イスラームでは，子どものいないムスリム夫婦は，孤児の育ての親となることが勧められている。養子は禁止されているので，育ての親（里親）は孤児を養子とすることはできない。また子どものいないムスリム夫婦は，しばしば近親者の子どもを育てている（Abu-Rabia 2013, 58）。

このように，古典時代からイスラームでは結婚して子どもをもうけることが，神の愛に応えることであり，さまざまな利益があるとされてきたのである。それでは，現代の生殖補助技術は，イスラームにおいてどのように論じられているのだろうか[11]。本稿の第一章では，人工授精・体外受精・代理出産（代理懐胎）のような生殖補助医療の概要について述べる。第二章では，イスラーム法における生殖補助医療について，アズハル機構のウラマー（イスラーム法学者）のファトワー（信徒の質問に対する法学者の法的回答）を中心に，スンナ派の見解を明らかにする。第三章では，ファトワー提供ウェブサイトにおける質疑応答を参照し，最新の議論を紹介する。シーア派については，スンナ派よりも複雑な議論が展開されているため，稿を改めて論じたい[12]。そして結論において，スンナ派における生殖補助医療の議論をまとめたい。

第一章　生殖補助医療における諸問題

生殖補助技術の概要とその問題点について，人工授精（子宮腔内に直接精子を注入する方法），体外受精・胚移植（女性の体外に卵子を取り出し，受精させ，受精卵を女性の子宮に移植する方法）の問題点，とくに親子関係について，小門2011を参照しながら概観したい。

精子・卵子・受精卵の身体からの分離は，性交による生殖だけが可能であった時代に想定されていた「標準的」な親子関係を混乱させるものである（小門2011, 38）。日本のように，親子関係を定める法律がこのような多様性を想定し

---

[11] 2008年の統計では，WHO のデータによれば，世界の8-12％のカップル（8000万人）が不妊であり，半数以上がムスリムである。また中東諸国では10-15％のカップルが不妊である（Abu-Rabia 2013, 54）。

[12] 筆者は，代理出産や第三者の配偶子を用いる体外受精について，スンナ派とシーア派で大きな違いが見られるという見通しを得た。シーア派では，スンナ派では認められていないムトア（mut‘ah）とよばれる一時婚が許可されている。一時婚とは，婚姻期間（一日，数か月，数年など）と婚資を条件とする婚姻契約である。この制度により，妻が不妊の場合，夫婦間の体外受精しか認められないとしても，夫の精子と一時婚の妻の卵子による受精卵を体外受精によってつくり，終生婚の妻の子宮に戻すことが可能になる。また夫と一時婚の妻との性交渉（もしくは人工授精や体外受精）により，その女性が代理受胎することが可能になる。シーア派の生殖補助医療については，Inhorn, et al. 2012参照。

ていない国では，生まれてくる子どもの地位が不安定になる恐れがある。生殖補助技術を用いることで親子関係にどのような影響を及ぼす可能性があるのだろうか（小門2011, 39-40）。

人工授精･体外受精のいずれの方法にも，子どもをほしいと願う男女の精子･卵子を用いる場合と，それらを用いることができず，提供精子・卵子・受精卵を必要とする, すなわち第三者の助けを借りる場合がある[13]。子どもを望んでいるカップル自身の精子・卵子を用いる生殖補助技術の場合，生まれてくる子は両親と「血のつながり」をもつ（遺伝上の親子）。そのため，遺伝上の親子関係と法的な親子関係は同じである（小門2011, 40）。

しかし，第三者から提供された精子・卵子・受精卵を用いる生殖補助技術の場合は，産み育てるカップルと生まれる子の間に「血のつながり」がない。つまり，提供精子を用いる生殖補助技術は，出生した子どもにとって，血のつながった父親と養育する父親が異なることになる。提供卵子の場合は，産み育てる母親と，遺伝上の母親が異なる。精子と卵子の提供を受けて受精卵を作成した場合は，受精卵の提供を受ける場合は，血のつながった両親と養育する親が異なる。このように，第三者からの提供を受けて実施する生殖補助技術により出生した子どもの親子関係は，養育する両親のどちらかあるいは両方と，遺伝上の親が異なることになる（小門2011, 42）。

さらに第三者の女性に妊娠･出産を代行してもらう「代理出産」がある[14]。通常の妊娠が困難な女性が，代理母の子宮に受精卵を入れて，代理母に出産してもらうのである。子をもつことを望んでいる夫婦の受精卵を第三者の女性に産んでもらう場合や代理出産する女性に直接，依頼夫婦の夫の精子を人工授精する場合などがある（小門2011, 42）。

代理出産は大きく分けると，①依頼カップルの夫の精子を代理出産者の子宮に注入する人工授精型代理出産と，体外受精卵を代理出産者に移植し妊娠，出産してもらう体外受精型代理出産がある。体外受精型代理出産には, ②依頼カッ

---

[13] 第三者の精子または卵子を用いた体外受精に関する国内外の事例や，親子法の改正に関する議論については，金城2012参照。

[14] 日本における代理出産の歴史や，身体の道具化，引き渡し拒否のリスク，親子関係の確定といった代理出産をめぐる諸問題については，仙波2012参照。

プルの妻の卵子と夫の精子を用いて作成した受精卵を代理出産者に産んでもらう場合，③提供卵子と依頼カップルの夫の精子を用いて受精卵をつくり代理出産者に産んでもらう場合，④提供卵子と提供精子を用いて受精卵をつくり代理出産者に産んでもらう場合がある（小門2011, 46–47）。

生まれた子どもの遺伝上の父母はそれぞれ，①の場合は依頼カップルの夫と代理出産者，②の場合は依頼カップル夫婦，③の場合は依頼カップルの夫と卵子提供者，④の場合は精子提供者と卵子提供者となる。④の場合には，生まれた子どもは，遺伝上の親として精子・卵子の提供者，養育の親である依頼カップル，そして産みの母である代理出産者の五人の「親」をもつことになる。このように，代理出産の場合の親子関係で問題となるのは，代理出産を頼んだ女性と，代理出産した女性のどちらを母親とするかという点である（小門2011, 47）。

日本では,「母親は誰か」ということは法律上明記されていない。1962年の非嫡出母子関係に関する最高裁判決は，子どもを産んだ女性がこの子どもの母親であるとしており，代理出産に関しても，この判例が参考にされている。そもそも代理出産については，日本では産科婦人科学会会告により実施しないとされている。しかし，実施を希望するカップルは存在する。国内で実施できないため，インドやアメリカのネバダ州・カリフォルニア州など合法である場所に赴き，代理出産を依頼しているのではないかと考えられる（小門2011, 47）。

外国へ赴くケースのほかに，日本国内で実施した例も数例ある。産科婦人科学会会告は厳しすぎるとして，あえて国内で代理出産を実施した医師の発表により明らかになったことである。ここでは，依頼者の家族の中から代理出産する人を選んでおり，その理由として，子どものやり取りにおけるトラブルを回避するためだと説明している。実際には，先天的に子宮が機能しない，あるいは子宮がんなどで子宮を摘出した女性の卵子とその夫の精子による受精卵を，妻の実母や姉妹に移植して産んでもらっているようである。産んだ女性は生まれた子を実子として届け，その後，依頼した夫婦が養子縁組をしているようである（小門2011, 48）。

法的な母子関係をどのように決定するかという問題のほかに，代理出産した女性が出産後に生まれた子を引き渡したくないという気持ちになる可能性や，

生まれた子の健康状態によっては依頼した夫婦が引き取りたくないと心変わりする可能性などが考えられる。前者については，アメリカで代理出産した女性と依頼夫婦が子どもを取り合った裁判，いわゆるベビーM事件[15]が知られている（小門2011, 49）[16]。

生殖補助技術の利用は，それまでに法律や社会が想定しなかった組み合わせでの生殖を可能にしたために，さまざまな社会的混乱を引き起こした。欧米では，とくに体外受精という技術が，子どもを授けるという神の領域に人間が踏み込むものとして問題視され，何らかの規制が必要であると考えられてきた[17]。アメリカでは，生殖補助技術だけではなく，人工妊娠中絶など生命の始まりに関する問題は，社会的，政治的に大論争を巻き起こしている。そのため，生殖補助技術については，連邦レベルで規制することに抑制的であり，親子関係な

---

[15] 代理母のホワイトヘッド夫人が，生物学上の父親であるスターン氏から人工授精を受け，子ども（ベビーM）を不妊のスターン夫妻に引き渡す，その代わりに多額の金銭を受け取る，子どもはスターン夫人の養子となるという代理母契約を結んだ。しかしホワイトヘッド夫人が契約を拒否したことから問題が生じ，法廷闘争が始まった。第一審では，代理母契約の法的有効性を根拠に，依頼人のスターン夫妻に養育権が認められた。上訴審の判決は，金銭供与を伴う契約の妥当性を無効とし，その上で，法的な親子関係は自然主義が採用された。父親はスターン氏，母親は遺伝子上の親であり産みの親でもあるホワイトヘッド夫人とされた。しかし，二人が共同で養育することはできないため，養育権をスターン夫妻に認めた。ホワイトヘッド夫人には，別の裁判で訪問権が認められた。ベビーM事件については，香川 2009, 98–102参照。

[16] 後者については，2014年8月，オーストラリア人夫婦がタイで代理出産を依頼し，ダウン症の男児を含む双子が生まれたが，夫婦はその男児だけ引き取らずに帰国したとされる事件が起きた。http://www.asahi.com/articles/ASG865FCFG86UHBI016.html 参照。なお本稿で参照したウェブサイトの最終閲覧日は，2014年11月30日である。

[17] 体外受精に対して，最も組織的な反対は欧米では宗教界からのものだった。例えばオーストラリア・ヴィクトリア州では，カトリック教会が「人間の生命の創造は，夫と妻の愛の行為に基づかなければならないのであって，体外受精のような人工的手段によるべきではない。体外受精は反倫理的である」といって政府にたいして，体外受精の実施や研究を直ちに中止させ，その倫理性について検討すべきであるとの圧力をかけた。ヴィクトリア州では，1982年に体外受精によって生ずる社会的・倫理的・法律的問題検討委員会が設置され，その報告書では，不妊治療として体外受精の有用性・有効性を肯定して，技術の実施や研究に対しゴーサインを出すとともに，技術発展の方向を民主的コントロールのもとに置くために，広範かつ厳しい法規制の必要性を強調したものであった。その後，ヴィクトリア州，イギリス，ドイツなど多くの国で生殖技術を規制する法律が制定されている。例外はアメリカと日本である。しかしアメリカでは州単位で規制が行われているから，日本のようにまったく規制する法律がないわけではない。日本では1983年から日本産科婦人科学会が見解を公表し，それがガイドラインとなっている（金城 2012, 37–38）。

どについては州法や裁判所の判例に任されている。アメリカでは，最低限の規則を定め，問題が起こるたびに裁判所で判断することが多いのに対して，ヨーロッパでは，法律などにより規制をつくり，規制の枠の中で生殖補助技術を管理している（小門2011, 49）[18]。

日本は，アメリカ型，ヨーロッパ型のどちらでもない。日本には，生殖補助技術に関する法規制が存在せず，日本産科婦人科学会の会告が生殖補助技術実施のガイドラインとしての役割を果たしている。会告は，事実婚を含めた夫婦が，夫婦間の体外受精を受けられるとしている。また法律婚夫婦が，提供精子を用いる人工授精をうけることができるとされる。提供精子・卵子を用いての体外受精や，代理懐胎は禁止されている。提供精子の場合，夫が同意すると，提供者ではなく夫が生まれてくる子どもの父親とみなされる（小門2011, 52）[19]。

第二章　アズハル機構の法学者の議論にみられる生殖補助医療

スンナ派の生殖補助医療に関する議論について，まず Rispler-Chaim 1993を参照しながら，明らかにしたい。

イスラーム法は，健康的で成功した結婚の基礎として，結婚したカップルの多産と生殖能力の重要性を強調している。預言者ムハンマドは不妊の女性よりも，多産な女性との結婚を勧めている。女性だけではなく，男性についても不妊ではないことが勧められ，ハディースでは，不妊の男性がそれを女性に知らせずに結婚したことを非難している。

もちろんイスラーム法では，結婚は生殖のための手段としてだけと見られているのではないし，夫婦の性的関係は生殖だけが目的ではないけれども，合法

---

[18] 日本のみならず，欧米など諸外国における生殖補助医療の規制状況と実施状況については，神里・成澤 2008参照。

[19] 2003年，厚生省厚生科学審議会生殖補助技術部会は，代理懐胎禁止，卵子・胚提供は容認するという報告書を出している。また同年，法務省法制審議会生殖補助技関連法規制部会では，提供卵子の場合であっても出産した女性を母親とすると報告している。2007年には，日本学術会議が，代理懐胎に関する検討を法務大臣および厚生労働大臣から付託されて，約一年に及ぶ審議の末，2008年4月に報告書を出している。この報告書では，法律をもって代理懐胎を原則禁止とし，どのような場合でも産んだ女性を母親とすることを提案している（小門2011, 52）。

的な子どもをもうけることは，結婚の望ましい結果なのである[20]。イスラーム法は，子どもを出産するという方法以外に，子どもを手に入れる方法を認めていないので，養子は禁止されている。そのため，不妊のムスリムのカップルが，人工受精に大きな関心を寄せるのは驚くべきことではない（Rispler-Chaim 1993, 19）。

アズハル機構元総長のガード・アルハック（Jād al-Ḥaqq, 在任1982-96）は，人工受胎（人工授精と体外受精）の可能性を，以下のように列挙している（*al-Fatāwā al-Islāmīyah*, Vol. 9, 3215）[21]。

a. 婚姻期間中の夫婦が，夫の精子を人工的に妻に移す。
b. 無精子または不妊の夫の場合，第三者の精子を，妻に移す。
c. 夫の精子をほかの女性の卵子に受精させ，卵子を持たない妻の子宮に受精卵を移す。
d. 妻の卵子と夫の精子を体外受精させて，1. 受精卵を妻の子宮に戻す。2. 受精卵を動物の子宮に入れた後，妻の子宮に戻す。

ガード・アルハックは，まずガザーリーの子孫を持つことの権利に関する文言を『法源学の精髄（*al-Mustaṣfā min ʻIlm al-Uṣūl*）』より引用してから（*al-Fatāwā al-Islāmīyah*, Vol. 9, 3216）[22]，それぞれのケースを検討している。

a のケースは，女性の卵管がつまっているなど，妊娠の障壁がある場合で，夫婦とも生殖能力のある場合に用いられる。

b のケースは，不妊の夫と生殖能力のある妻の解決法である。精子バンクは

---

[20] 神が望まなければ，人工受胎（人工授精と体外受精）は成功しない。人工受胎は100％の成功率ではないし，避妊も同様である。すべての避妊が成功するわけではない，すべてのカップルが子どもをもうけられるわけでもない。期待と現実のギャップが，神の力を表している（Rispler-Chaim 1993, 21）。

[21] 1980年3月23日，エジプト・ファトワー庁から出されたファトワー（*al-Fatāwā al-Islāmīyah*, Vol. 9, 3213−3228）で，イスラーム世界で初めて体外受精について述べたものである。このファトワーの部分訳は，Rispler-Chaim 1993, 21−22; Inhorn 2003, 275−279参照。

[22] シャリーアの意図は五つある。自分の信仰，自分自身，知性，子孫（nasl），財産を保持することであり，これら五つの基本を保持することは公共の福利である（*Mustaṣfā*, Vol. 1, 286−287）。このファトワーの中で，ガザーリーの文言が引用されていることは注目される。現代においてもコーラン，ハディースに次いで古典文献が参照されているということであり，たとえ人工受胎に関して古典文献に直接的な答えがなくても，なるべく古典に依拠して，子孫の保持について議論しようとするウラマーの姿勢が表れているといえよう。

この問題を解決するために設立された。

c のケースは，排卵がないが，さもなければ妊娠することのできる女性の解決法である。

d の 1 のケースは，試験管ベビーであり，子宮以外の場所で受胎し，子宮に戻されるものである。2 のケースは，妊娠初期の段階で妻の胎内では耐えられない場合，ほかの子宮で育てられるというものである（Rispler-Chaim 1993, 21–22）。

夫の精子を妻に移す a のケースは，多くのムスリム法学者たちに認められている。しかし，この移植が結婚したカップルの間だけでなければ，姦通（zinā）となり，罰が科される。しかしながら，アズハル機構元総長のマフムード・シャルトゥート（Maḥmūd Shaltūt, 在任1958–63）のファトワーによれば，人工授精を禁止するという意見も存在する（Rispler-Chaim 1993, 22–23）。

また最近，西洋では，夫の死後に，妻は夫の精子を使用することが許されている。精子の保存が科学的に可能になったからである。1988年10月16日，アズハル・ファトワー委員会会長（the head of Azhar's Fatwa Council）のアブドッラー・アル＝ムシッド（Abd Allāh al-Mushidd）は，ヌール紙に，夫の死後に，妻は夫の精子を使用することが許されるというファトワーを出した。当然ながら，これはムスリム学者に反対を引き起こした。アレクサンドリア大学とベイルート大学のイスラーム法教授であるムハンマド・ムスタファー・シャラビー（Muḥammad Muṣṭafā Shalabī）は，妻の年齢も考慮されるべきであるし，高齢妊娠にならないように，と要求した（Rispler-Chaim 1993, 23）[23]。

次に，b（第三者の精子を，妻の子宮に移す）と c（夫の精子と妻以外の女性の卵子から作成した受精卵を，妻の子宮に移す）の場合は，イスラーム法では受け入れられない。というのは，婚姻契約と血縁関係を破ることになるからである。さらに b の場合，妻は不妊の夫を軽蔑するようになる。そして家族は崩

[23] シャラビーはまた，夫の死後または離婚後一年間は，子どもは夫に属するので，子どもの地位が危うくならないように妊娠が離婚後一年間に起きないように求めている。さらにシャラビーは以下のように言う。夫のいない妊娠は，子どもの血縁関係（nasab）と，遺産配分の両方に問題を引き起こす。人工授精は，夫婦が結婚しており，生きている間に，夫から妻への場合のみ許される（Rispler-Chaim 1993, 23）。

壊するだろう（Rispler-Chaim 1993, 24）。

d（夫婦が体外受精を行い，受精卵を妻の子宮に移す）の場合は，最近一般的な試験管ベビーの方法である。多くのムスリム法学者は，夫の精子と妻の卵子の場合に限り，この技術を認めている。しかしそのほかの組み合せは許されない（Rispler-Chaim 1993, 24）。

夫婦間の人工授精のみが許される理由は，その方法で生まれた子どもの地位への関心である。夫以外の種から生まれた子どもは非合法，姦通の子ども（walad zinā, 私生児）である[24]。その子は母親に属するが，父親には属さない。父親との関係が疑わしいからである。夫婦間の人工授精以外においては，夫は妻の姦通に合意したことになる。これはジャーヒリーヤ（前イスラーム）時代の一般的慣習（istibḍāʿ, 交換，夫以外の男性によって意図的に妊娠すること）である。しかしイスラーム法はこれを禁じている（Rispler-Chaim 1993, 25）。

また精子バンクを使用することも，姦通の偽装とみなされる。妻に，他人の男性の精子が授精されることを認める男性は，名誉を失い，イスラーム法では，脆弱とみなされる。妻が禁止された授精だと気づいていない場合，彼女は罰を受けないが，夫と医師はそうではない。禁止された授精を行った医師は罪人であり，罰を科される（Rispler-Chaim 1993, 25）。

以上, アズハル機構総長によるスンナ派の人工受胎の議論を検討してきたが, 人工授精であれ，体外受精であれ，夫婦間の精子と卵子を用いることが条件であった。第三者の配偶子を使用することは，姦通と同様であり，禁止されている。また体外受精の場合は，受精卵は妻の子宮に戻されなければならない。代理出産については後述する。

もちろん，体外受精を禁止する立場もある。例えば，アズハル機構元総長のアブド・アルハリーム・マフムード（ʿAbd al-Ḥalīm Maḥmūd, 在位1973−78）は，試験管内の授精を禁止した。試験管を通して生まれた子どもは，父母，そして感情, 人間の暖かさを欠いていると言う。そして人口統計学の議論もしており，人口過剰な世界に，試験管ベビーは不要であるとする。彼は，不妊のカップル

[24] 卵子や精子を第三者から採取することは, 誰かとベッドをともにすることに類似しており，それゆえ姦通に等しいとみなされる（Abu-Rabia 2013, 56）。

の抱える問題を考慮せずに，あらゆる試験管の授精を不適としている。1960年代の人口爆発の問題を解決する手段として，人口統計学の議論は，エジプトのあるサークルで一般的であった。それは政治体制の態度によって影響されていたのである（Rispler-Chaim 1993, 24）。

第三章　ファトワー提供ウェブサイトにおけるイスラーム法学者の議論

続いて，ファトワー提供ウェブサイト，IslamiCity の2007年9月4日付の「体外受精と代理母」（回答者不明）というタイトルの質疑応答をみてみよう[25]。ここではさらに多様な議論がなされている。

質問：医師によると，私はドナーの卵子を使用しなければ妊娠することはできないそうですが，これは合法ですか，禁忌ですか？

回答：神の言葉によれば，「アッラーは各々の女性が，妊娠するのを知っておられ，またその子宮の（胎児の時が）直ぐ終るか，また延びるかを知っておられる。凡てのことは，かれの御許で測られている（コーラン13：8）[26]。」

「天と地の大権は，アッラーの有である。かれは御心のままに創られる。かれは，御望みの者に女児を授け，また御望みの者に男児を授けられる（コーラン42：49）。」

「アッラーはあなたがたを創り，それから（死にさいし）あなたがたの魂を召される。またあなたがたのある者は，知っていたことをも凡て忘れ果てる程の，非常に弱まる年齢まで留めおかれる。本当にアッラーは全知にして強大であられる（コーラン16：70）。」

預言者ムハンマドのハディースによると，「正しくウドゥー（浄め）を行い，二ラクア（礼拝の単位）の礼拝を行う者には，神は遅かれ早かれ，望むものを与えるだろう。」次のドゥアー（祈願）を唱えることができる。

1.「主よ，現世でわたしたちに幸いを賜い，また来世でも幸いを賜え。業火の懲罰から，わたしたちを守ってください（コーラン2：201）。」

---

[25] http://www.islamicity.com/qa/action.lasso.asp?-db=services&-lay=Ask&-op=eq&number=23523&-format=detailpop.shtml&-find

[26] コーランの和訳は，日本ムスリム協会訳を参照した。

2.「主よ，心の慰めとなる妻と子孫をわたしたちに与え，主を畏れる者の模範にして下さい（コーラン25：74）。」
3.「主よ，あなたの御許から，無垢の後継ぎをわたしに御授け下さい。本当にあなたは祈りを御聞き届け下さいます（コーラン3：38）。」
4.「主よ，正しい人物になるような（息子）を，わたしに御授け下さい（コーラン37：100）。」
5.「アッラーは各々の女性が，妊娠するのを知っておられ，またその子宮の（胎児の時が）直ぐ終るか，また延びるかを知っておられる。凡てのことは，かれの御許で測られている（コーラン13：8）。」

もし人が誠実に神に向き合い，神の助けを求め，祈願の方法に従い，応答を妨げるものから自由であれば，神は以下のように言う。

「われのしもべたちが，われに就いてあなたに問う時，（言え）われは本当に（しもべたちの）近くにいる。かれがわれに祈る時はその嘆願の祈りに答える（コーラン2：186）。」

「われに祈れ。われはあなたがたに答えるであろう（コーラン40：60）。」

このように，高度な生殖補助技術を用いることのできない多くのムスリムは，コーランを唱えて，神に子どもを授けてくれるように祈るという伝統的方法が利用されている[27]。

さらに回答者は以下のように，二つの生殖補助医療について述べている。

1. 代理母

カナダのトロント・イスラーム機構の法学者であるアフマド・クッティー（Ahmad Kutty, 1946年～）は以下のように言う。

代理母は，「借りる子宮」ともしばしばいわれる。それは，カップルの受精卵の入れものとして，第三者の女性を利用することになる。その女性は，受精卵を自分の子宮に入れて，カップルのかわりに子供をみごもる。報酬がある場合も，無報酬の場合もある。この手段に訴える人々は，子供を望む既婚女性が，

[27] http://www.islamicity.com/qa/action.lasso.asp?-db=services&-lay=Ask&-op=eq&number=23523&-format=detailpop.shtml&-find

妊娠するために問題を抱えている場合か，もしくは，妊娠のトラブルと労働を避けるためである。

イスラーム法の規則によれば，上に述べた代理母は許されない。というのは，これは，夫以外の男性の精子を，女性の子宮に入れることになるからである。これは，神の限度を超えた特殊なカテゴリーに含まれる。「自分の陰部を守る者。ただし配偶と，かれらの右手に所有する者（奴隷）は，別である。かれらに関しては，咎められることはない。しかし法を越えて求める者は，アッラーの掟に背く者である（コーラン23：5-7）。」

同一の家族の中に第三者が介入することは，子供のアイデンティティーの問題を混乱させる。イスラームでは，すべての子供は，血統を確定する権利がある。つまり，父と母の確定である。代理母の場合，本当の母親は誰かという問題が起こる。産まれた子供の卵子を提供した遺伝子上の母親なのか，子宮を提供した女性なのか？この混乱によって子供は二人の母親に感情が引き裂かれる。さらに，1987年のアメリカのベビーM事件のように，子供の親権の法的争いにもなる。最終的に，代理母のすべての手順は，子宮を貸借される商品のレベルに貶めることによって，人間の生殖のプロセスを非人間化することになる。究極的に，このプロセスは，男女に神が与えた尊厳と名誉を冒涜するものである[28]。

このように代理出産には，子どもの母親は，遺伝子上の母親なのか，代理母なのか，という問題が生じる。その結果，子どもは二人の母親の間で引き裂かれることになり，また親権をめぐって法廷闘争にもつながる。また代理母は，代理母の子宮を生殖の道具とすることであり，人間の尊厳を損なうという問題もある。さらに父親の妻への養子縁組が必要であり，それは姦通の罪にさらに罪を重ねることになる。よって代理出産については，ムスリム法学者には考えられないものである（Rispler-Chaim 1993, 25）[29]。

---

[28] http://www.islamicity.com/qa/action.lasso.asp?-db=services&-lay=Ask&-op=eq&number=23523&-format=detailpop.shtml&-find

[29] 後述するように，代理出産を容認する見解もある。

2. 人工受胎[30]

北米イスラーム法機構の前理事であるムザッミル・スィッディーキー（Muzammil Siddiqi, 1943年～）は，以下のように言う。

人工受胎は，普通の方法では子供をもうけられないカップルを助けるための新しい生物医学的方法である。現代のムスリム法学者たちは，この方法を研究し，イスラーム法の原則に照らして彼らの意見を述べた。私は彼らの法的努力（イジュティハード）の要約を以下に述べる。

まず，体外受精とはなにか説明したい。それはなんらかの障害によって，夫の精子が卵子に届かないときに一般的に用いられる生物医学的方法である。この場合，卵子は排卵日に卵巣から取り出される。この卵子は，試験管の中で夫の精子と接触する。受精卵は，試験管の中で保持され，初期胚になった時に，女性の子宮に移される。こうして，子供を妊娠できない女性は普通の妊娠が可能にあり，カップルは子供を持つことができる。

イスラーム法において，親族関係･血縁関係を守り，保持することが説かれ，待婚期間[31]中もしくはほかの人の子供を身ごもっている女性と関係することが禁止されているという原則に基づき，ムスリム法学者たちは，法的に結婚したカップルの結婚継続中の人工受胎を認めている。このように人工受胎は，法的に結婚したカップル間の精子と卵子である限り，認められる。離婚後や，夫の死後は認められない。また離婚した女性は，元の夫からの受精卵を受け取ることはできない。同様に，寡婦も夫の死後，精子を受け取れない。受精卵をほかの女性に与える卵子提供も，イスラームでは認められない。またムスリム女性が代理母として活動することは許されない。

1986年10月11～16日，ヨルダンのアンマンで開催された第三回イスラーム会議機構のイスラーム法学評議会（Islamic Fiqh Council of the Organization of the Islamic Conference: OIC）は，人工受胎に関して提出された調査を検討し，専門家に意見を聞いた。そして，血縁関係に混乱をもたらすとして，評議会は以下

---

[30] 原文では，artificial insemination つまり人工授精となっているが，内容的には体外受精あるいは両方である場合と思われ，翻訳するときは適宜，人工受胎，体外受精とした。

[31] 離婚後，もしくは夫との死別後，子どもの父親を確定するために，妻がほかの男性と結婚できない期間のこと。

のように，人工受胎の五つの方法を禁止し，ほかの二つの方法を合法とした。

以下の五つの方法の人工受胎は禁止される。

1. 夫の精子を，彼の妻以外の女性の卵子に加え，それを妻の子宮に入れることにより受精させること。
2. 妻の卵子を，彼女の夫以外の男性の精子によって授精し，彼女の子宮に入れることにより受精させること。
3. 夫の精子を妻の卵子に授精させ，代理母の子宮に入れることによって受精させること。
4. 夫婦以外の精子と卵子を授精させ，妻の子宮に入れることによって受精させること。
5. 二人の妻を持つ夫の精子を，二人のうちどちらかの卵子と受精させ，もう一人の妻の子宮に入れることによって受精させること[32]。

第二に，評議会は，以下の二つの人工受胎に賛成している。

1. 妻の卵子と夫の精子を体外で受精させ，妻の子宮に戻すこと。
2. 夫の精子を妻の子宮に入れて，彼女の体内で受精できるようにすること[33]。

以上のファトワー提供サイトの生殖補助医療に関する回答から，スンナ派では，非配偶者間の配偶子提供は姦通と同様であるとみなし，精子と卵子は配偶者間のものでなければならないとされている。また受精卵は妻の子宮に戻されるべきであり，代理母は禁止されている。

Islam Question and Answer というファトワー提供ウェブサイトの「夫婦の受精卵を，もう一人の妻の子宮に入れることは可能か？」という質疑応答[34]においても，先に述べた第三回イスラーム法学評議会の議論を繰り返し，最初の五つの方法は非合法であり，残りの二つの方法は許されるとしている。

さらにこのサイトでは, 1985年1月19～28日に開催された第八回ムスリム世界

---

[32] 二人の妻を持つ夫の場合，代理母を認める法学者もいる。代理母になる妻が彼女自身の子どもをもうけており，代理母に同意し，卵子を提供する妻が子宮を持たないが，卵子は採取できる場合である。この場合，どちらの女性が母親であるか，意見が分かれている。（Abu-Rabia 2013, 56）。

[33] http://www.islamicity.com/qa/action.lasso.asp?-db=services&-lay=Ask&-op=eq&number=23523&-format=detailpop.shtml&-find

[34] http://islamqa.info/en/83799

連盟のイスラーム法学評議会（Islamic Fiqh Council of the Muslim World League）の声明が述べられている。それによると，会議では，（一夫多妻の）夫婦の受精卵をもう一人の妻の子宮に移すことは，彼女が子宮のない妻に代わって，自発的に妊娠する場合であれば，許可されるという1984年の第七回の会議で提出された案を検討した。しかし，評議会はこの案を撤回することにした。もう一人の妻が，代理母として妊娠した子どものほかに，彼女と夫との子どもを妊娠し，双子が生まれる可能性がある。その場合，どちらの子どもがどちらの妻の子どもなのか分からなくなる。またどちらかが死産した場合も，生まれた子どもがどちらの妻の子どもなのか分からなくなり，血縁関係が混乱するからである。結論として，夫婦の受精卵を，夫のほかの妻の子宮に入れることは許されないのである。

イスラーム世界に大きな影響を及ぼしているエジプト出身，カタール在住のウラマー，カラダーウィー（Yūsuf al-Qaraḍāwī, 1926～）は『現代のファトワー（*Fatāwā Muʻāṣirah*）』において，受精卵の代理母への移植について述べている。カラダーウィーは，夫以外の男性の精子と妻の卵子による体外受精は，血縁関係を混乱させ，また姦通になるとしている（*Fatāwā*, Vol. 1, 567）[35]。さらに母親とは産んだ者のことであり，代理受胎を依頼した妻はそれに反するとして（*Fatāwā*, Vol. 1, 570–571），結論として，イスラーム法的には代理受胎に賛成できないとしている（*Fatāwā*, Vol. 1, 574）[36]。

しかしながら，少数の法学者は一夫多妻の場合の代理母を認めており，いま

---

[35] またカラダーウィーは，『イスラームにおける合法と禁忌』（*al-Ḥalāl wa-al-Ḥarām fī al-Islām*）においてもドナー精子を禁止している。イスラームは姦通と養子を禁止することによって血縁を守っている。こうして外部からの要素が入ることなしに家族の血縁が明白に保たれる。これは，夫以外の精子による人工受胎を禁止するのと同様である。そして「これは姦通と同じカテゴリーの大罪である。夫以外の人工受胎と姦通は類似している」というアズハル機構元総長のシャルトゥート（Maḥmūd Shaltūt）のファトワーを引用している（*Ḥalāl*, 200; al-Qaradawi 1999, 227）。

[36] カラダーウィーは，ほかにも代理母の問題点も述べている。裕福な女性がこの方法を誤用する可能性もあるし，また女性が，短期間に多くの子どもを得るために卵子を多くの借りた子宮に播種することも可能になるとする。カラダーウィーはこの問題は子宮の移植によって解決されるという（*Fatāwā*, Vol. 1, 573; Rispler-Chaim 1993, 22）。2014年8月，実業家の日本人男性が，タイの代理出産によって15人の子どもをもうけていたという事件が発覚した。（http://digital.asahi.com/articles/DA3S11296925.html?iref=comkiji_txt_end_s_kjid_DA3S11296925）。

だに代理母については，法学者の間で議論が続いているという。代理母の議論は，近年，スンナ派でオープンになってきており，賛否両論がある。アズハル機構のバイユーミー（‘Abd al-Mu‘tī Bayyūmī）は，母親と娘，一夫多妻の場合の二人の妻といった親族であれば，代理母を認めるファトワーを発した（Abu-Rabia 2013, 58）[37]。ただしバイユーミーは代理母を認めたが，多くの人々は強く反対したという[38]。

以上のように，スンナ派では夫婦間の体外受精は認められているが，受精卵は必ず母親の子宮に戻さねばならない。また少数ながら，代理母を認める見解があるものの，代理母には反対の見解が一般的である。

結論

イスラームでは，結婚と家族生活に大きな重要性を置いているので，人工受胎について，おおむね反対はない（Abu-Rabia 2013, 56）。ただし，スンナ派のウラマーによれば，婚姻継続中の夫婦間の人工授精，および夫婦間の精子と卵子から受精卵を作成し，妻の子宮に入れる場合のみ，人工受胎は許可される。つまり非配偶者間の精子と卵子を用いることや，代理母の子宮で妊娠を代行することは不可ということである。しかしながら，バイユーミーは例外的に，代理母をやむをえないものとして容認している。ただし，夫婦間の精子と卵子を用い，親族関係の者を代理母とする場合のみである。以上のように，夫婦の精子と卵子がともに正常であるが受精しにくい場合には，スンナ派では人工授精，および夫婦の受精卵を妻の子宮に戻すことによって不妊の問題を解決できる。しかし，精子もしくは卵子に異常があったり，妻に子宮がない場合，代理母を認める少数意見を除き，スンナ派では不妊の問題を解決できなくなる[39]。

さらにイスラーム法では養子も認められないので，夫に不妊の原因がある場

---

[37] http://www.onislam.net/arabic/health-a-science/-health/91784-2001-04-04%2000-00-00.html（ḤasāmTamām, “Hiring Wombs between Medicine and Politics,” 4 April, 2001）卵子を持つが，子宮を持たない女性の場合で，配偶者間の受精卵に限られる。

[38] http://weekly.ahram.org.eg/2001/534/feat1.htm（Fatemah Farag, “Legislating morality,” Al-Ahram Weekly Online, 17-23 May, 2001, No. 534）

合や，代理母が必要な場合は，外国で生殖補助医療を受けるしか方法がないと考えられる。そして実際，不妊のムスリム・カップルが，彼らの住む国では認められない生殖補助医療を求めて，国外に行っている。そして中東諸国から，スンナ派では禁止されている第三者の配偶子を求めて，レバノンやイランの体外受精クリニックに行くカップルもいるという（Abu-Rabia 2013, 58）[40]。

もちろん，このような生殖補助医療を受けることができるカップルは，先進国の限られたムスリムであり，第三世界に住む多くのムスリムには無縁である可能性が高い。その場合，ムスリムは子どもを授けてくれるように，コーランの章句を唱えて，神に祈るのである。「預言者の医学（al-ṭibb al-nabawī）」と呼ばれるアラブの民間療法が現在でも行われているように，このような伝統的な祈願がムスリムの間で広く行われていることも忘れてはならないだろう。

スンナ派では非配偶者間の体外受精は認められていない。そのため日本に限らず，ムスリム諸国や欧米でも，不妊のカップルでどうしても子どもがほしい場合は，非配偶者間の受精卵や代理母が合法な国や地域に行くことになる。子どもを授かって幸せな家庭を築くカップルがいる一方，親権をめぐって裁判になる事例も後を絶たない。このような本稿で論じることのできなかった生殖ツーリズムの実態や，非配偶者間の体外受精によって生まれた子どもの親を知る権利[41], さらにスンナ派とシーア派やキリスト教との比較といった生殖補助医療をめぐる諸問題については今後の課題である。

---

[39] シーア派のウラマーの一部は, 非配偶者間の精子と卵子を用いることも可能であるとする。その場合，精子は夫のものではなくてもよいという立場と，精子は夫のものでなければならないとする立場がある。よって，夫に不妊の原因がある場合はシーア派でも解決できない場合がある。サチェディーナ（ヴァージニア大学名誉教授，宗教学）は，イスラーム一般の議論として，母親の子宮の地位の重要性，第三者を生殖に巻き込むことのタブーのため，妻以外の女性の子宮を使うこと（代理母にすること）は，文化的に受け入れられないとみなされてきたとする（Sachedina 2007, 119）。おそらくシーア派もスンナ派と同様，代理母を認める者は少数派だと思われる。しかし，シーア派では，一時婚が認められているため，夫が妻以外の女性の性交渉によって子どもをもうけることは可能である。その場合，相手の女性は，本来は第三者だったので，一種の代理母の役割を果たしていると言えよう。シーア派の一時婚および生殖補助医療については今後の課題である。

[40] シリアからレバノンへの具体的な生殖ツーリズムの現地調査の研究として，Inhorn, Patrizio, Serour 2012, 251–252参照。

[41] イスラーム法では，子どもは父親と母親を知る権利がある（Abu-Rabia 2013, 57）。

＊本稿は，平成二四～二六年度科学研究費補助金（基盤研究（C） 課題番号24520066），平成二四～二六年度科学研究費補助金（基盤研究（A） 課題番号24251008），平成二六年度新潟大学人文社会･教育科学系研究支援経費（学系奨励研究）および平成二六年度公益財団法人上廣倫理財団研究助成による研究成果の一部である。

参考文献

一次文献

Fatāwā: Yūsuf al-Qaraḍāwī, *Fatāwā Mu'āṣirah,* 3 vols., Kuwait: Dār al-Qalam li-al-Nashr wa-al-Tawzī', Vol. 1, 2005.

al-Fatāwā al-Islāmīyah: Dār Iftā' al-Miṣrīyah, *al-Fatāwā al-Islāmīyah min Dār Iftā' al-Miṣrīyah,* Vol. 9, Cairo, 1997.

Ḥalāl: Yūsuf al-Qaraḍāwī, *al-Ḥalāl wa-al-Ḥarām fī al-Islām,* Cairo: Maktabah Wahbah, 2004.

Iḥyā': al-Ghazālī, *Iḥyā' 'Ulūm al-Dīn,* ed. by Abū Ḥafṣ, 5 vols., Cairo: Dār al-Ḥadīth, 1992.

Mustaṣfā, al-Ghazālī, *al-Mustaṣfā min 'Ilm al-Uṣūl,* 2 vols., Beirut: Dār al-'Ulūm al-Ḥadīthah, n.d.

二次文献

Abu-Rabia, Aref. 2013. "Infertility and Surrogacy in Islamic Society: Socio-Cultural, Psychological, Ethical, and Religious Dilemmas," *The Open Psychology Journal,* 6, 54−60.

Aoyagi, K. 2011. "A Comparative Study of Marriage in Islamic Thought: Al-Ghazālī and al-Qaraḍāwī," T. Kurihara ed., *Glauben und Wissen in der Geistesgeschichte,* Niigata: Niigata University, 29−53.

Aoyagi, K. 2014. "Early Embryos in Islamic Bioethics: A Comparative Study with Judaism and Christianity concerning Contraception, Abortion, and Embryonic Stem Cells," Yohei Kondo ed., *The Proceedings of the Middle East and Islamic Seminar, April 2013-March 2014: Thought and Societies in the Middle East,* Tokyo: The University of Tokyo Centre for Middle Eastern Studies (UTCMES), 3−20.

Atighetchi, Dariusch 2007. *Islamic Bioethics: Problems and Perspectives,* [Dordrecht]: Springer.

Inhorn, M., P. Patrizio, and Gamal I. Serour 2012. “Third-Party Reproductive Assistance around the Mediterranean comparing Sunni Egypt, Catholic Italy, and Multisectarian Lebanon,” in Inhorn, M. et al eds. 2012, 223–260.

Inhorn, M. et al eds. 2012. *Islam and Assisted Reproductive Technologies: Sunni and Shia Perspectives: Fertility, Reproduction and Sexuality,* New York, Oxford: Berghahn Books.

Mahmud, Farouk 2012. “Controversies in Islamic Evaluation of Assisted Reproductive Technologies,” in Inhorn, M. et al eds. 2012, 70–97.

Naef, Shirin Garmaroudi 2012. “Gestational Surrogacy in Iran,” in Inhorn, M. et al eds. 2012, 157–193.

Omran, Abdel Rahim 1992. *Family Planning in the Legacy of Islam,* London: Loutledge.

al-Qaradawi,Yusuf 1999. *The Lawful and the Prohibited in Islam:Al-Halal Wal Haram Fil Islam,* Plainfield: American Trust Publications.

Rispler-Chaim, Vardit 1993. *Islamic Medical Ethics in the Twentieth Century,* Leiden: E.J. Brill.

Sachedina, Abdul Aziz 2009. *Islamic Biomedical Ethics: Principles and Application,* Oxford: Oxford University Press.

Serour, G.I. 1993. “Bioethics in Artificial Reproduction in the Muslim World,” *Bioethics,* Vol. 7, No. 2–3, 207–217.

青柳かおる 2003.『現代に生きるイスラームの婚姻論 —— ガザーリーの「婚姻作法の書」訳注・解説』Studia Culturae Islamicae no. 32, 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所.

青柳かおる 2008.「古典時代と現代におけるイスラームの婚姻論比較研究 —— ガザーリーとカラダーウィー」『史潮』第62号, 23–40.

青柳かおる 2010.「イスラームの婚姻論比較研究 —— ガザーリー，イブン・アラビー，カラダーウィー」『東洋学術研究』第49巻第2号, 105–121.

青柳かおる 2011.「イスラームの生命倫理における胚の形成過程の問題」『比較宗教思想研究』第11輯, 1–16.

青柳かおる 2012.「イスラームの生命倫理における初期胚の問題 —— ユダヤ教，キリスト教と比較して」『比較宗教思想研究』第12輯, 2012年, 1–21.

青柳かおる 2013.「イスラームの生命倫理と先端医療 —— キリスト教と比較して」

『比較宗教思想研究』第13輯, 101−121.
青柳かおる 2014a.「イスラームの生命倫理における安楽死と尊厳死 —— キリスト教と比較して」『比較宗教思想研究』第14輯, 1−29.
青柳かおる 2014b.『ガザーリー —— 古典スンナ派思想の完成者』世界史リブレット人25, 山川出版社.
アルカラダーウィー（遠藤利夫訳）2005.「『イスラームにおける合法（ハラール）と非合法（ハラーム）』抄訳（一）」『シャリーア研究』第2号, 拓殖大学海外事情研究所, イスラーム研究センター , 159−183.
アルカラダーウィー（遠藤利夫訳）2006.「『イスラームにおける合法（ハラール）と非合法（ハラーム）』抄訳（二）」『シャリーア研究』第3号, 拓殖大学海外事情研究所, イスラーム研究センター , 97−142.
岡垣竜吾・石原理 2008.「生殖補助医療とは」神里彩子・成澤光編『生殖補助医療 —— 生命倫理と法　基本資料集3』信山社, 3−19.
岡田聡子 1998.「イスラームの生命倫理 —— 妊娠・出産と体外受精を中心に」『宗教学・比較思想学論集』第8号, 63−74.
香川知晶 2009.『命は誰のものか』ディスカヴァー・トゥエンティワン, ディスカヴァー携書.
ガザーリー（中村廣治郎訳）2003.『誤りから救うもの —— 中世イスラム知識人の自伝』（ちくま学芸文庫）筑摩書房.
ガザーリー（中村廣治郎訳）2013.『中庸の神学 —— 中世イスラームの神学・哲学・神秘主義』（東洋文庫）平凡社.
神里彩子・成澤光編 2008.『生殖補助医療 —— 生命倫理と法　基本資料集3』信山社.
金城清子 2012.「配偶子提供」シリーズ生命倫理学編集委員会編『生殖医療』丸善出版社, 24−44.
小門穂 2011.「身体から切り離された精子・卵子・受精卵 —— 生殖医療が問いかける親子の絆」玉井真理子・大谷いづみ編『はじめて出会う生命倫理』有斐閣, 37−58.
小松美彦・土井健司編 2005.『宗教と生命倫理』ナカニシヤ出版.
サチェディーナ, アブドゥルアズィーズ（青柳かおる訳）2007.「イスラームにおける生命倫理」『生命倫理百科事典』丸善, 第1巻, 57−65.
シリーズ生命倫理学編集委員会編2012.『生殖医療』丸善出版社.
菅沼信彦 2012.「生殖補助医療の現状と展望」シリーズ生命倫理学編集委員会編『生

殖医療』丸善出版社, 1–23.
仙波由加里 2012.「代理出産の是非をめぐる問題 —— 倫理・社会・法的視点から」シリーズ生命倫理学編集委員会編『生殖医療』丸善出版社, 45–64.
玉井真理子・大谷いづみ編 2011. 『はじめて出会う生命倫理』有斐閣.
中田考 2005.「「イスラーム」と「生命倫理」」小松美彦・土井健司編『宗教と生命倫理』ナカニシヤ出版, 149–180.
日本ムスリム協会（訳）1983.『日亜対訳・注解　聖クルアーン』日本ムスリム協会.
ムスリム（磯崎定基・飯森嘉助・小笠原良治訳）1987.『日訳サヒーフ・ムスリム』日本ムスリム協会.
柳橋博之 2001.『イスラーム家族法 —— 婚姻・親子・親族』創文社.